

原万田地区地区計画

名 称		原万田地区地区計画、		
位 置		荒尾市原万田字志賀良町、字浦田、字御馬給、字八反田、万田字西ノ峰、字陣内の各一部		
面 積		約 11.3ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		<p>当地区は、本市の北部に位置し、中心市街地に隣接する位置にあり、国道 208 号が地区内を貫いており、国道の間に沿道型の商業施設が立地している。</p> <p>現在、当地区で大規模施設（元炭鉱社宅）用地の用地転換が計画されている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、秩序ある市街地形成及び保持を行い、魅力ある商業地の形成を図り、本市の北の玄関口として、広域交通利用者の安らぎの場所と落ち着きのある街並みの誘導により、「観光商業文化都市」構想の推進と「活力あるまちづくり」の実現を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針		快適性の高い商業地としての土地利用の推進を図り、秩序ある土地利用を誘導し、適正かつ合理的に土地を利用し、良好な地区環境の形成を図る。	
	地区施設の整備の方針		地区施設として道路及び公園を適切に配置する。	
	建築物等の整備の方針		<p>西地区については、用途の混在化、敷地の細分化などによる環境の悪化を防止するため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度の設定などを行う。</p> <p>中地区については、周辺環境に調和した建築物とし、良好な景観形成を図る。</p>	
地区施設の配置及び規模		道 路	<p>1号道路(幅員 6m、延長 520m)</p> <p>2号道路(幅員 6m、延長 250m)</p>	
		公 園	公園(1カ所、約 900 m ²)	
地区整備計画	地区の細区分	細区分の名称	原万田西地区（住居地域、一部除く）	原万田中地区（近隣商業地域）
		細区分の面積	7.6ha	3.7ha
	建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 住宅（ただし、施設内の管理用住宅は除く。）</p> <p>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし、施設内の管理用住宅は除く。）</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>風俗営業等の規制および業務の適性化等に関する法律において第 2 条第 4 項に規定する風俗関連営業に区分する営業に供されるもの。</p>
	建築物の敷地面積の最低限度		300 m ²	—
	壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2m をこえる門若しくはへいは、壁面線（計画図表示のとおり）を越えて建築してはならない。	—
	建築物等の形態又は意匠の制限		—	<p>屋外広告物は、熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年条例第 66 号）第 5 条第 1 項の第 2 種許可区域に定める基準に準じる。</p> <p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。</p>

原万田地区地区計画

